【資料3-1】

最近の感染症発生の動向について

1. 鳥インフルエンザ

（1） 世界の鳥インフルエンザのヒトへの感染状況について

鳥インフルエンザ A(H7N9)の発生状況について、これまでのWHOから発表によると、2013 年 3 月以降、ヒト感染患者は 1568 名(うち、少なくとも 616 名死亡)です。
発生地域は中国(4 市 19 省 4 自治区)、香港特別区、マカオ特別区、台湾で、輸入症例はマレーシア、カナダにて報告があります。2020年以降、ヒトでの発生報告はありません。

【参考】 WHO 発表より(2022年5月6日報告)

鳥インフルエンザ A(H5N1)の発生状況について、2020 年以降の発生国及びヒト感染患者は、14 か国、132 名(うち22 名死亡)です。2020 年以降の新たな発生国は、オーストラリア、チリ、エクアドル、インド、メキシコ、スペイン、英国、米国です。

【参考】 鳥インフルエンザについて(厚生労働省 HP)

（2） 国内の鳥インフルエンザの発生状況について

2025年シーズンの野鳥における高病原性インフルエンザ陽性の確認件数は3月13日時点で1道15県111事例でした。その多くが鳥インフルエンザ A(H5N1亜型)でした。家きんにおける鳥インフルエンザ陽性の確認件数は1道 1 府12県で21事例発生し、約 506 万羽が殺処分の対象となりました。今シーズンは大規模農場や既発農場での発生が多い傾向です。

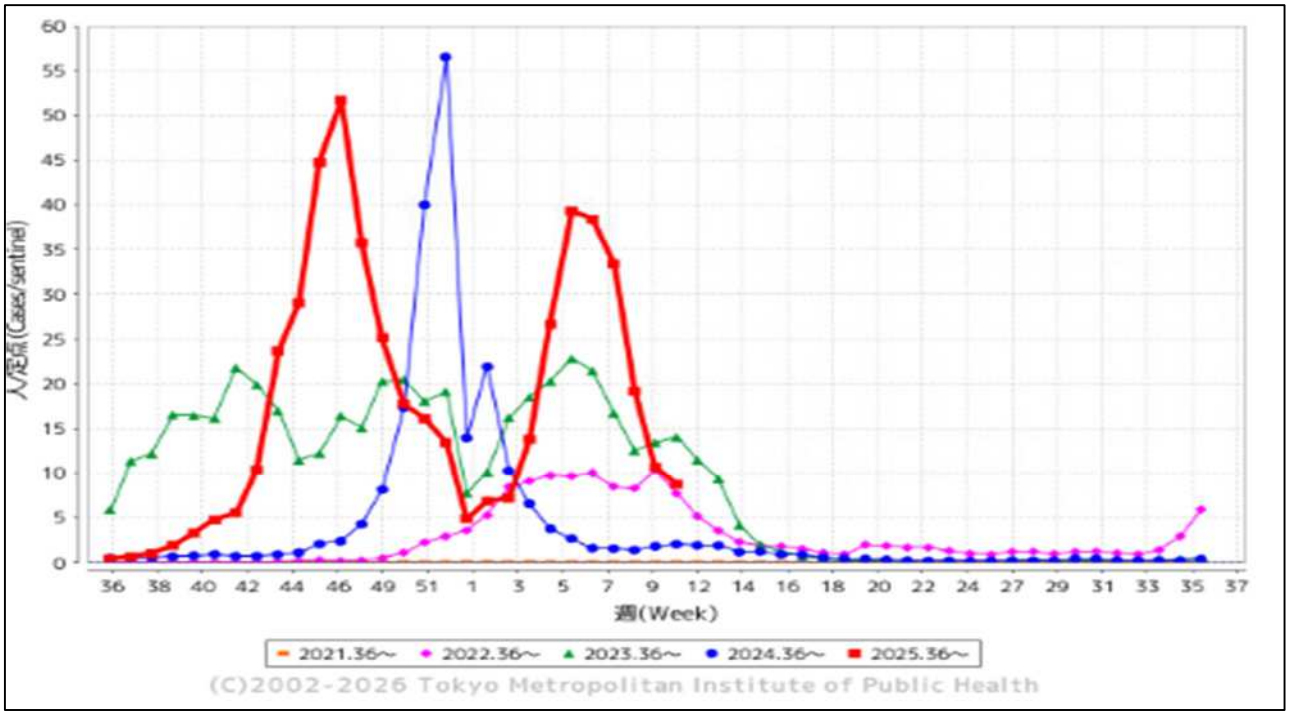
【参考】 令和 7 年度 鳥インフルエンザに関する情報(農林水産省 HP)

2. 季節性インフルエンザ

2025-2026 年シーズンの季節性インフルエンザ動向は、例年よりも早く流行が始まりました。都は第39週(9月22日～9月28日)に流行シーズンに入ったと公表し、第43週(10月20日～10月26日)に注意報基準を超えました。第45週(11月3日～11月9日)に警報基準を超えました。その後、一旦は注意報基準を下回りましたが、第4週(1月19日～1月25日)に再度注意報基準を超えました。警報解除後に注意報基準を超えたのは、2008-2009年シーズン以来、17年ぶりでした。
第5週(1月26日～2月1日)には再度警報基準を超えました。1シーズンに2度、警報基準を超えるのは、1999年に現行の統計開始以来初めてでした。

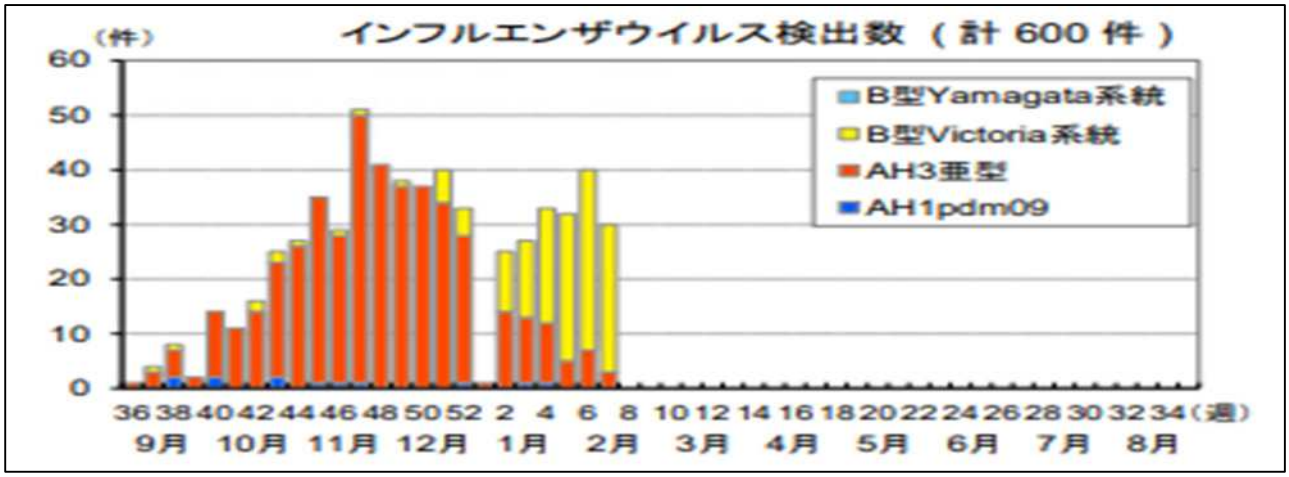
9月から11月までは、インフルエンザAウイルス、特にAH3亜型ウイルスが優勢でした。
インフルエンザウイルスは「型→亜型→クレード(系統群)」と分類されますが、さらにその下に「サブクレード」という細分類があります。世界的にA(H3N2)J. 2. 4. 1(別名サブクレードK)という特定のサブクレードが増加しており、国内でも解析できたH3ウイルス株の約96%がサブクレードKでした。これは感染が拡大するスピードが早いものの、症状や重症度は従来の季節性インフルエンザと大きく変わらないとされています。
1月からはインフルエンザBウイルスが優勢であったため、シーズンに2回の流行がありました。

東京都の定点医療機関あたり患者報告数(インフルエンザ)



データは第11週(3月9日～3月15日まで)

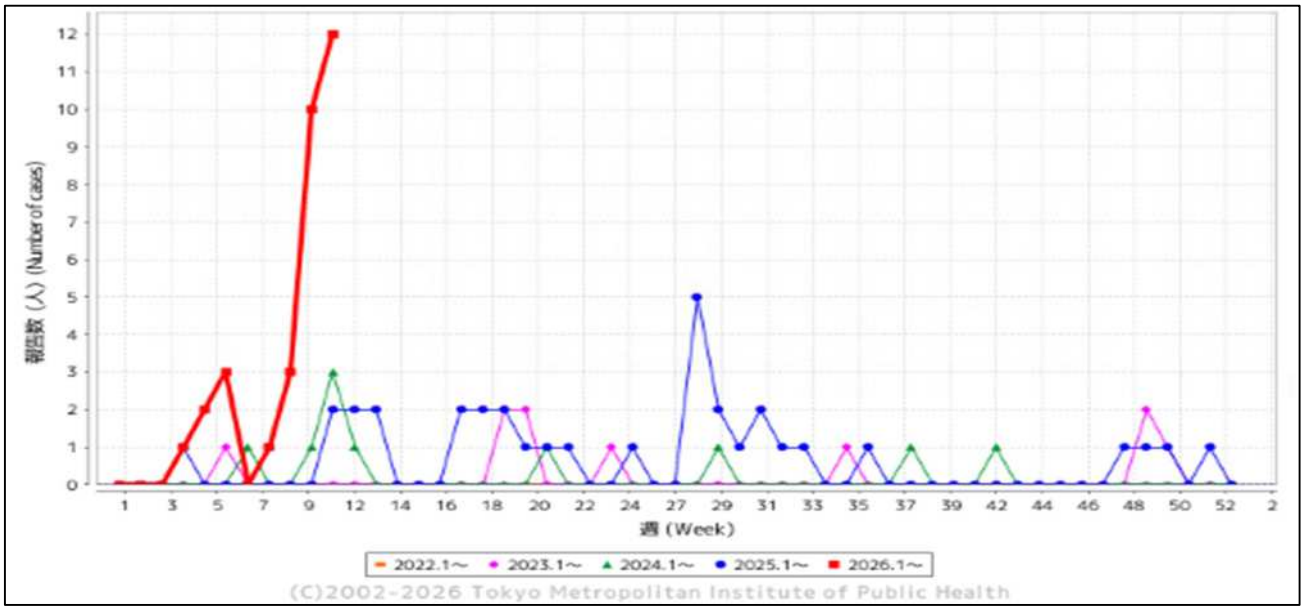
定点医療機関から搬入された検体におけるインフルエンザウイルス検出状況



3. 麻しん

東京都の麻しんは2019年に大きな流行がありましたが、昨年はそれに次ぐ 34 件の発生(集団感染3件)がありました。今年は3月15日時点で32件の発生が報告されており、渡航歴がない方も多く含まれていることから、今後の動向に注意が必要です。

東京都における麻しん届出数の推移

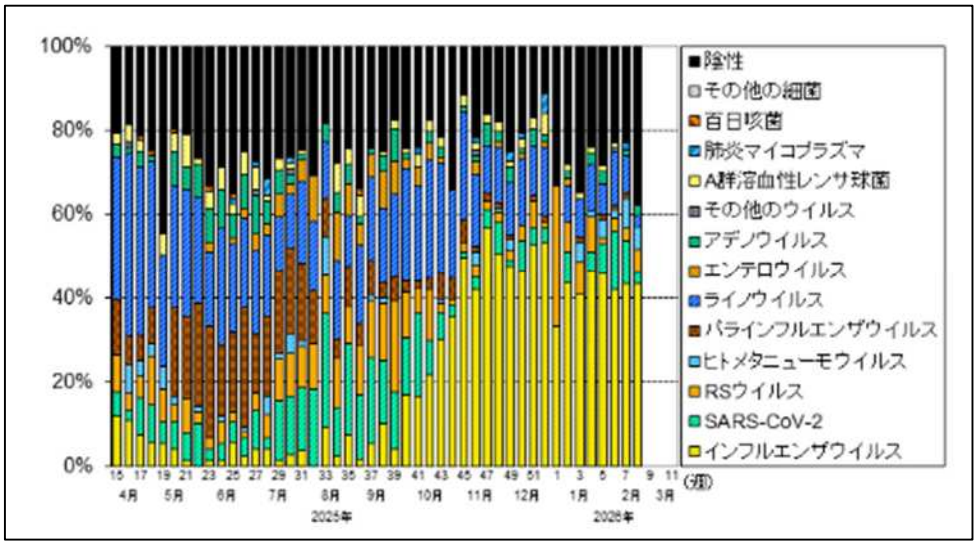


データは第11週（3月9日～3月15日まで）

●感染症に関連した情報提供

✓感染症発生動向調査

令和7年4月7日から急性呼吸器感染症（ARI）が感染症法上の5類感染症に位置づけられ、定点サーベイランスの対象となりました。国や地方自治体が ARI 対策を取り組むための基礎データになっています。





✓家庭向け感染対策動画のご紹介

令和7年3月に東京都が「感染症予防ハンドブック」を作成。

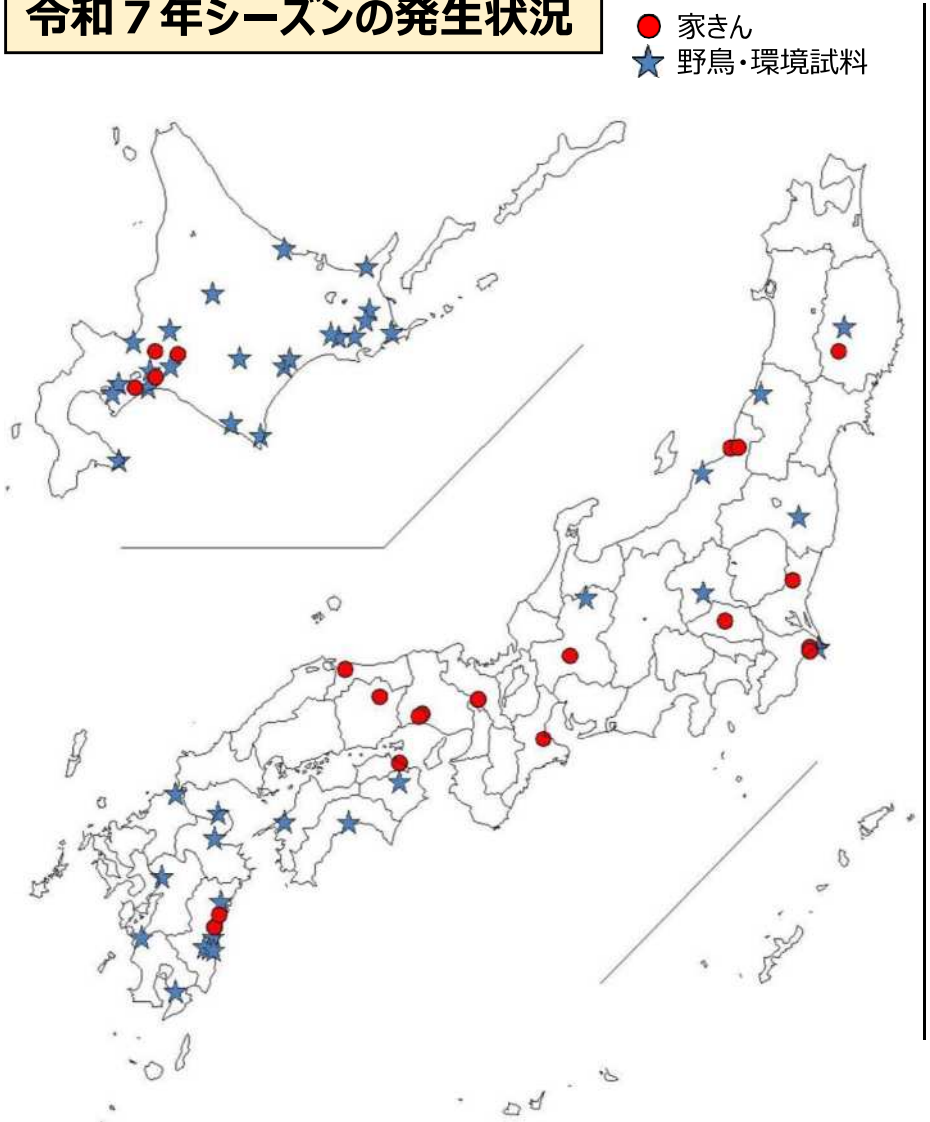
今回はそれを基に家庭でできる感染症予防についての動画を作成

<URL> https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kansen/tomin/kateiyobou

鳥インフルエンザの発生状況

○ **令和６年シーズン**は、**14道県51事例**で発生し、令和７年１月に発生が急増。
○ **令和７年シーズン**は、これまで**北海道、新潟県、宮崎県、鳥取県、兵庫県、岡山県、京都府、茨城県、埼玉県、香川県、三重県、岐阜県、千葉県、岩手県の14道府県において、合計21例の家きんの陽性事例**を確認。

令和７年シーズンの発生状況



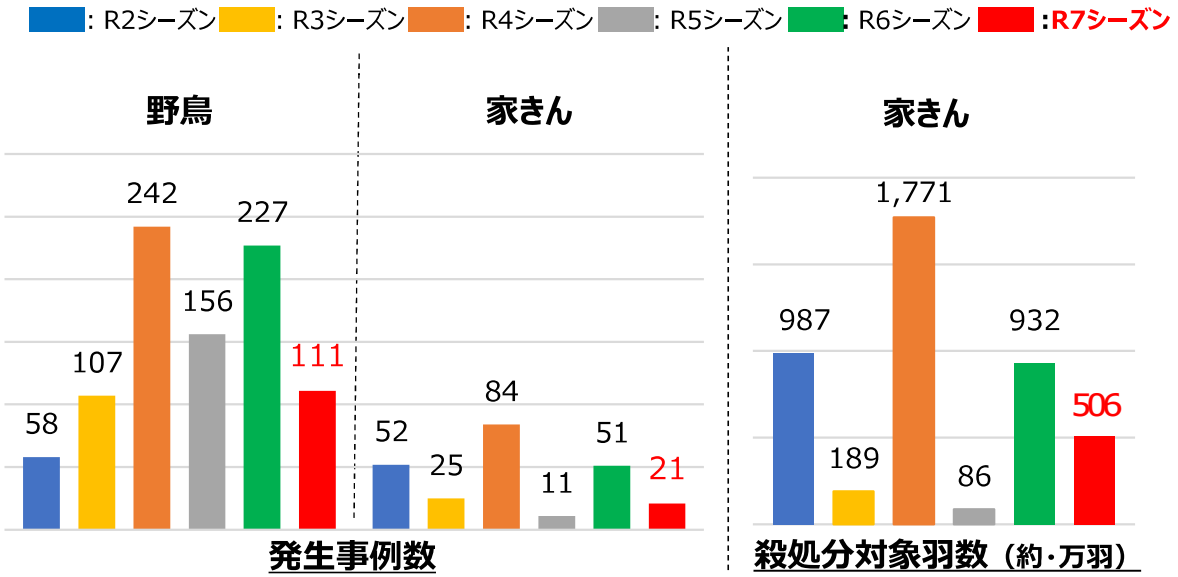
過去シーズンとの比較

（１）初発、最終確認日

		R2シーズン	R3シーズン	R4シーズン	R5シーズン	R6シーズン	**R7シーズン**
野鳥	初発	10月24日	11月８日	９月25日	10月４日	９月30日	**10月15日**
	最終確認	３月３日	５月14日	４月20日	４月30日	６月17日	
家きん	初発	11月５日	11月10日	10月28日	11月25日	10月17日	**10月22日**
	最終確認	３月13日	５月14日	４月7日	４月29日	２月１日	

（注）野鳥の日付は回収日

（２）発生事例数（野鳥、家きん）、殺処分対象羽数



（注）野鳥における発生事例数は環境省HP参照